

「西さん仮処分申立」第3回審尋

10月5日、「西さん仮処分申立」第3回審尋が行われました。

9月28日、JR東海会社から準備書面が提出されています。準備書面は、答弁書のウソ、ゴマカシ、デタラメの内容を、恥の上塗りのように繰り返し主張しています。

今後は、債権者（西さん）と債務者（会社）からそれぞれ反論の主張を行います。次回の審尋の期日は未定です。

●会社のウソ、ゴマカシ、デタラメな反論（準備書面から抜粋）

①（「乗務員が不足する状態で、休日勤務が発生したり年休が取りづらくなるなどの事態が発生している」に対する反論）

現在においても輸送量の回復には至っておらず、大阪第一・第二運輸所においては、依然として余剰人員が発生している。したがって、雇用確保の手段として、54才以上原則出向制度に基づく出向を命じる業務上の必要性は今なおある。

②（「名古屋運輸所への異動により出向を免れた乗務員が存在する」に対する反論）

名古屋運輸所は主に名古屋地区にて採用された社員を中心に配置されており、人員の流動が少ないことから要員余力が小さい状況にあったところ、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、各運輸所における要員余力を平準化する目的から、令和3年3月のダイヤ改正において名古屋運輸所の業務量を減少させることに加えて、中長期的な要員需給も踏まえ、通勤時間を考慮したうえで、令和3年6月1日付で一部の社員を名古屋運輸所に異動させたものである。

③（「会社は西さんに対して丁寧な説明、真摯な議論など一切なく、決まったことの通告でしかなかった」に対する反論）

会社は債権者（西さん）に対して、就業規則等の定めを超えて、丁寧かつ誠実に面談等を実施し、債権者（西さん）に就労上配慮すべき事項がないことを確認したうえで、疑問等を解消するべく、丁寧に真摯な対応をしている。

④（「過去10年間の54才以上原則出向制度に基づく出向の人数を職種ごとに明らかにされたい」に対して）

関西支社においては、現業機関で業務に従事する社員を、運輸営業系統、車両系統、施設系統および電気系統の4つの区分に分け、原則として各区分の中で人事運用を行っているため、債権者（西さん）の求釈明にある「職種」は「系統」と読み替えて回答する。会社においては54才以上原則出向制度は正当な人事運用の一環として、現在においても安定的に運用していることは、回答した表（過去10年間に54才以上原則出向制度に基づき出向した系統ごとの社員数）からも一層明らかといえる。

※西さんの求釈明は「職種」でしたが、会社は「系統」に誤魔化してきました。これは、強制出向以外で54才以上原則出向制度に基づき出向した運転士（乗務員）は存在していないことが証明されたこととなります。